

## 佐倉市みどりの食料システム戦略（有機農業支援推進事業）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、みどりの食料システム戦略の趣旨を踏まえ、有機農業等の環境負荷低減に資する農業を支援することにより、市内農業の持続的発展及び生産性の向上を図るため、佐倉市みどりの食料システム戦略（有機農業支援推進事業）補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、佐倉市補助金等の交付に関する規則（平成9年佐倉市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

（補助対象者）

第2条 補助金の交付の対象者（以下「交付対象者」という。）は、市内の農地に対する耕作権を有している者で、次に掲げる要件のいずれかを満たす者とする。

（1）環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第2条第4項に規定する農林漁業に由来する環境負荷への低減を図るために行う同項第1号の事業活動の実施に関する5年間の計画を策定し、同法第19条第5項に規定する認定（以下「認定」という。）を受けた農業者又は補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）を実施する年度の末日までに当該認定を受けることが見込まれる農業者であること。

（2）「ちばエコ農業」推進要綱（令和6年4月25日施行）に基づき、「ちばエコ農産物」の認証（以下「認証」という。）を受けた農業者又は補助対象事業を実施する年度の末日までに認証を受けることが見込まれる農業者であって、認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第13条第1項の認定農業者をいう。）又は認定就農者（農業経営基盤強化促進法第14条の5第1項の認定就農者をいう。）であること。

（補助対象事業等）

第3条 補助金の交付の対象となる事業、経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

2 補助金は、補助対象事業ごとに、一の交付対象者につき1回に限り交付する。

（交付の申請）

第4条 規則第3条第1項に定める補助金等の交付を受けようとする者が提出しなければならない申請書は、補助金交付申請書（別記様式第1号）とする。

2 補助金交付申請書に添付する書類は、次に掲げる書類とする。

（1）事業計画書

- (2) 収支予算書
- (3) 認定若しくは認証を受けていることを証する書類又は認定若しくは認証を受けることが見込まれることを証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類  
(交付の条件)

第5条 規則第5条第1項に定める補助金等の交付に係る市長が別に定める条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象事業の事業年度の収入及び支出を明らかにした証拠書類を補助対象事業が完了した日の翌日から起算して10年間保管すること。
- (2) 認定又は認証を補助対象事業を実施する年度の末日までに受けていること。
- (3) その他市長が必要と認める事項  
(交付の決定)

第6条 規則第6条第1項に定める補助金等の交付の決定の通知は、補助金交付(不交付)決定通知書(別紙様式第2号)によるものとする。

(変更の申請)

第7条 規則第8条第1項に定める補助事業等の変更の申請書は、補助事業変更申請書(別記様式第3号)とする。

(実績報告)

第8条 規則第13条に定める事業の実績、決算その他事業の成果を記載した報告書は、補助金実績報告書(別記様式第4号)とする。

2 補助金実績報告書に添付する書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 認定又は認証を受けていることを証する書類(当該事業に係る規則第3条第1項の規定による申請の際に認定又は認証を受けていなかった者に限る。)
- (4) その他市長が必要と認める書類とする。

(額の確定)

第9条 規則第14条に定める交付すべき補助金等の額の確定の通知は、補助金確定通知書(別記様式第5号)によるものとする。

(交付の請求)

第10条 規則第16条第1項に定める補助金等の交付を受けようとする者が提出しなければならない請求書は、補助金交付請求書(別記様式第6号)とする。

附 則 (令和7年5月27日決裁佐農第235号)

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和10年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日の属する年度以前の年度の予算に係る補助金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

別表（第4条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
有機JAS認証取得・更新支援事業	<p>有機JASの認証を取得及び更新するために要する経費のうち、次に掲げる経費とする。</p> <p>(1) 有機JASの認証を取得する前に受講した有機JAS講習会の受講料</p> <p>(2) 有機JASの認証に係る審査及び調査に要する経費（振込手数料、郵送料、登録認証機関年会費及び認証シール発行に係る経費を除く。）</p>	<p>補助対象経費の2分の1以内 （上限10万円）</p>
機械・施設導入支援事業	<p>次に掲げる機械及び施設（中古品を除く。）の購入及び事業実施年度内に終了する借受に要する経費</p> <p>(1) たい肥等有機質資材及び種苗の生産に必要な機械及び施設</p> <p>(2) たい肥等有機質資材施用に必要な機械</p> <p>(3) 機械除草機及び抑草機</p> <p>(4) 緑肥作物利用に必要な機械</p> <p>(5) バイオ炭の製造及び利用に必要な機械</p>	<p>補助対象経費の3分の1以内 （上限100万円）</p>
資材導入支援事業	<p>次に掲げる資材（有機農産物の日本農林規格に適合するものに限る。）の購入に要する経費</p> <p>(1) 培土</p> <p>(2) 堆肥</p> <p>(3) 肥料</p> <p>(4) 土壌改良剤</p> <p>(5) 防虫ネット</p>	<p>補助対象経費の2分の1以内 （上限10万円）</p>

脱炭素促進支援事業	バイオ炭（有機農産物の日本農林規格に適合するものに限る。）の購入に要する経費	補助対象経費の2分の1以内 （上限10万円）
イベント開催支援事業	有機農業等の環境負荷低減に資する農業の普及・啓発に関するイベント（以下「イベント」という。）の開催及びイベントへの出店に要する経費（人件費を除く。） この場合において、イベントに係る収入等がある場合は、当該収入等を経費から差し引いた額とする。	補助対象経費の2分の1以内 （上限5万円）

備考 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。